

登録教習機関における技能講習休止について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する労働安全衛生法第 49 条の規定による業務の登録区分の全部廃止の届出があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	一般社団法人日本鳶工業連合会
登録教習機関の住所	東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 20 号
代表者職氏名	会長 岡本 啓志
休止する登録技能講習	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
休 止 期 間	令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 3 月 18 日まで

令和 8 年 6 月 1 日

大分労働局長